

共済給付請求のご案内

東京都行政書士会共済規程に基づき、下記の給付原因が発生した場合、共済給付金が支給されます（給付原因が発生した日から3年以内）。共済給付請求書（共済規程 別紙1）、振込金融機関の通帳等のコピーと共に下記の書類を添付して提出してください。会費未納会員に対しては給付できかねますので、完納を確認してからご提出ください。なお、業務停止中及び会員の権利停止中の期間は請求できません。ご不明の点は、事務局（TEL03-3477-2881）までお問い合わせください。

<提出必要書類>

(1) 共済給付請求書

(2) 振込先口座の通帳等の記載面のコピー

口座名義（フリガナ）、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号が確認できる箇所

(3) 給付原因を証明できるもの（下記参照）

給付原因	証明書類
個人会員の退会 （5年以上在籍の会員に限る）	—
法人会員の退会 （5年以上在籍の会員に限る）	—
個人会員の死亡	①会員と請求者の続柄が証明できるもの。 戸籍謄本または戸籍抄本の原本（コピー可、住民票・健康保険証は不可） ②死亡を証明できるもの。 戸籍謄本または戸籍抄本の原本（コピー可、死亡診断書・御会葬御礼は不可）
個人会員の傷病	①入院や通院期間を証明できるもの。診断書の原本（コピー可）
個人会員の配偶者、 一親等の親族の死亡	①会員と亡くなった方の続柄を証明できるもの。 戸籍謄本または戸籍抄本等の原本（コピー可、住民票・健康保険証は不可） ②死亡を証明できるもの。 戸籍謄本または戸籍抄本等の原本（コピー可、死亡診断書・御会葬御礼は不可）
会員の罹災	①災害証明書、り災証明書（火災—消防署・風水害—区、市役所）等の原本（コピー可） ②現場の写真
個人会員の婚姻	①婚姻を証明できるもの。 戸籍抄本等の原本（コピー可、住民票は不可）
個人会員本人又は配偶者の出産	①出産を証明できるもの。戸籍謄本等の原本（コピー可）
個人会員の総合精密検査診断の 受診	①受診が証明できるもの。領収証の控え等

別紙 1

共 済 給 付 請 求 書

年 月 日

東京都行政書士会
会長 殿

〒

請求者 住所

氏名

印

電話 () -

〔会員の死亡の
場合は、続柄〕

下記のとおり共済給付を請求いたします。

記

一. 給付原因等

1. 会員の死亡 氏名 _____ (所属 _____ 支部)
会員歴 _____ 年 _____ 月 (入会 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
2. 会員の心身の障害による廃業
3. 会員の退会 会員歴 _____ 年 _____ 月 (入会 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
4. 会員の傷病 A. _____ 以上入院 B. _____ 以上継続
5. 会員の配偶者の死亡 (氏名 _____)
6. 会員の父母の死亡 (氏名 _____)
7. 一親等の親族の死亡 (続柄 _____ 氏名 _____)
8. 会員の罹災
9. 会員の婚姻
10. 会員又は配偶者の出産
11. 総合精密健康診断の受診

二. 給付原因発生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

三. 給付原因を証する書面

四. 給付金額 _____ 円

東京都行政書士会共済規程

(目的)

第1条 東京都行政書士会(以下「本会」という。)の個人会員及び法人会員(以下「会員」という。)の互助の精神に則り、会員とその家族の共済を目的として、本会会則第4条第十号に基づいてこの規程を定める。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため厚生部において、次の事業をおこなう。

- 一 個人会員の死亡、心身の障害による廃業、退会、傷病等にあたり所定の給付
- 二 法人会員の退会にあたり所定の給付
- 三 個人会員の配偶者(ただし、婚姻の届出をしていないが事実上配偶者と同様の関係にあるものを含む)、一親等の親族の死亡にあたり所定の給付
- 四 会員の罹災にあたり所定の給付
- 五 個人会員の婚姻にあたり所定の給付
- 六 個人会員本人又は配偶者の出産に対する給付
- 七 個人会員の総合精密検査診断の受診にあたり所定の給付
- 八 前各号に付帯する業務

(特別事故)

第3条 天災地変または不慮の災害事故等により多数の会員が死亡、傷病その他の災害にあって、本規程による給付が基金額内において不可能になったときは、理事会にはかりその決議による。

(給付原因の発生)

第4条 給付原因の発生は、会員となった日から退会の日までとする。但し、死亡による退会の場合は、配偶者等が受給権を引き継ぐ。

(共済基金)

第5条 本事業遂行の基金は、一般会計及び寄付金から相当額を拠出し、特別会計として積立ててこれに充てる。

2 前項の拠出額は、別表1のとおりとする。

(基金の管理)

第6条 基金の管理及び会計監査については、本会の一般会計に準ずるものとする。

(給付原因及び金額)

第7条 第2条の給付原因の細目及び金額は、別表2のとおりとする。

(給付請求手続)

第8条 第2条第一号乃至第七号に定める給付の請求書は別紙1とする。

2 給付請求書には、給付原因を証する書面を添付しなければならない。

3 給付請求書は、会員本人又は配偶者等より本会に提出するものとする。この場合本会より支部長にすみやかに報告する。

4 請求書の提出が、疾病その他の理由で困難な場合は、給付原因を知った支部長が、請求者に代わって請求手続事務を行うことができる。

5 給付請求書は、当該給付原因が発生した日から3年以内、かつ当該給付原因を知った日から1年以内に提出しなければならない。

6 会費未納、業務停止中及び会員の権利停止中の期間は請求できない。但し、未納会費がある個人会員が死亡した場合、その者に未納会費がなければ支払われる給付額が、その者の未納会費額以上である場合は、その限りではない。

(審査及び結果通知)

第9条 給付請求書はすみやかに審査し、原則として30日以内に結果を請求者に通知しなければならない。

(受給権の喪失)

第10条 給付の決定の通知を受けた日から90日以内に金員を受領しないときは、当該給付を受ける権利を喪失する。

(会員期間の計算)

第11条 会員期間の計算は、会員となった日の属する月からその資格を失った日の属する月までの年月数による。但し、業務停止中及び会員の権利停止中の期間は除外する。

(民法及び会則の準用)

第12条 本規程に定めのない事項は民法及び会則を準用する。

(解釈、運用に疑義あるときの処置)

第13条 本規程の解釈、運用に疑義あるときは理事会の議に付し、その決議による。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は総会の決議による。

附 則

但し、給付は50年10月1日から適用する。
昭和53年5月20日一部改正
昭和54年5月26日一部改正 同年6月1日施行
昭和56年5月30日一部改正 同年6月1日施行
昭和59年5月26日一部改正 同年6月1日施行
昭和60年5月25日一部改正 同日施行
平成元年5月27日一部改正 同日施行
平成2年5月25日一部改正 同日施行
平成4年5月28日一部改正 同日施行
平成10年5月28日一部改正 同日施行
平成13年5月24日一部改正 同日施行
平成14年5月23日一部改正 同日施行

平成16年5月28日一部改正 同年8月1日施行
平成17年5月27日一部改正 同日施行
平成20年5月23日一部改正 同日施行
但し、第2条及び第7条の規程に定める別表2は、平成20年4月1日に遡及して適用する。
2 平成20年3月31日までに確定し、受給権の存するものは、従前の例による。
3 本規程は、施行後2年以内に見直しをするものとする。

別表1

共 済 基 金 拠 出 額 (第5条関係)

原 資	拠 出 額
一般会計から拠出	年額1,000万円
寄 付 金 (共済基金と指定のもの)	全 額

※ 融資は廃止するが、返済未了分の利息は返済が完了するまで存続する。

別表 2

給付原因の細目及び金額

(第7条関係)

	細目	金額	備考	
1	個人会員の死亡に対する給付	100,000 円		
2	個人会員の心身の障害による廃業に対する給付	50,000 円		
3	会員の退会に対する給付	会員歴 5 年以上 10 年未満	10,000 円	
		会員歴 10 年以上 20 年未満	20,000 円	
		会員歴 20 年以上は 10 年毎に 2 万円を加算し 10 万円を限度とする。		
※1~3 は、いずれか金額の高い方を支給し、重複しない。				
4	会員の傷病に対する給付 (同一傷病につき 1 回の給付とする)	①2 週間以上入院の場合	20,000 円	※②③④による支給は、既に支給した額を控除するものとし、③④は①または②を前提として支給する。但し、継続する 3 カ年においては、7 万円を上限とする。
		② 1 ヶ月以上入院の場合	40,000 円	
		③傷病が継続して 3 ヶ月以上に及んだ場合	50,000 円	
		④傷病が継続して 6 ヶ月以上に及んだ場合	70,000 円	
5	個人会員の配偶者の死亡に対する給付	50,000 円		
6	個人会員の一親等の親族の死亡に対する給付	20,000 円	4 ヶ月以上の流産及び死産を含む	
7	個人会員本人又は配偶者の出産に対する給付	20,000 円		
8	個人会員の婚姻に対する給付	30,000 円		
9	個人会員の総合精密健康診断の受診に対する給付	年度内 3,000 円以内	(支払額を限度とする)	
10	会員の事務所及び自宅の罹災に対する給付	100,000 円以内	(罹災の状況による)	
罹災状況による罹災程度と金額				
風水害、震火災		床下浸水	20,000 円	
		床上浸水	30,000 円	
		半壊 (焼)	50,000 円	
		僅焼	20,000 円	
		全壊 (焼)	100,000 円	
		流失	100,000 円	